# 健診等補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、大同生命健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者および被扶養者が健康診査等を受けたとき、その費用を補助することにより、疾病の早期発見・早期治療のための受診機会を広く与えかつ奨励し、健康管理ならびに疾病予防に資することを目的とする。

#### (健診等の範囲)

第2条 組合が補助する健康診査等の範囲および検査項目等の詳細は別表に定める。

#### (補助金の支給対象者)

第3条 補助金の支給対象者は、受診年度の4月1日現在および受診日において、当組合の被保険者また は被扶養者の資格を有し、かつ別表の要件を満たしていなければならない。

# (受診期間)

第4条 組合が補助する健康診査等の受診期間は、受診年度の4月1日から翌年3月末日までの別表に 定める期間とする。

## (受診回数)

第5条 組合が補助する健康診査等は、年度内に1回の受診とし、受診者は重複して受診できない。

#### (補助金の支給限度額)

- 第6条 事業主と各健診機関との契約および定期健診に関する協定書に基づく補助金の額は、事業主の指定する健診機関(以下「指定健診機関」という)で受診した、別表1.(1)に定められた事業主健診以外の検査項目に対し、健診機関および健診種類ごとに定めた額を限度として支給する。
  - 2. 前項以外の補助金の額は、別表1. (2) および2に定めた額を限度として支給する。

## (支給申請手続)

第7条 補助金の支給申請(健診等申込み)にあたっては、所定の申請書(申込書)に必要事項を記入し、 提出するものとする。

# (受診者の責務)

第8条 受診者は、組合が補助する健康診査等の受診にあたり、組合および指定健診機関の指示に従わなければならない。

# (制限等)

第9条 組合が補助する健康診査等を受診するにあたり、不正の事実があったときは、その費用の全額を 当該利用者に負担させるものとする。

# 附則

- この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。(消費増税にともなう変更)

- この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。(健診項目、補助金対象の見直し等にともなう変更)
- この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。(健診項目、補助内容の見直し等にともなう変更)
- この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。(健診項目の見直し等にともなう変更)
- この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。(補助内容の見直し等にともなう変更)
- この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。(補助内容の見直し等にともなう変更)
- この規程は、2022年(令和4)年4月1日から改正施行する。(健診項目、補助内容の見直し等にと もなう変更)
- この規程は、2023年(令和5)年4月1日から改正施行する。(健診内容の見直しにともなう変更)
- この規程は、2024年(令和6)年4月1日から改正施行する。(補助内容の見直しにともなう変更)
- この規定は、2025年(令和7)年4月1日から改正施行する。(補助内容の見直しにともなう変更)